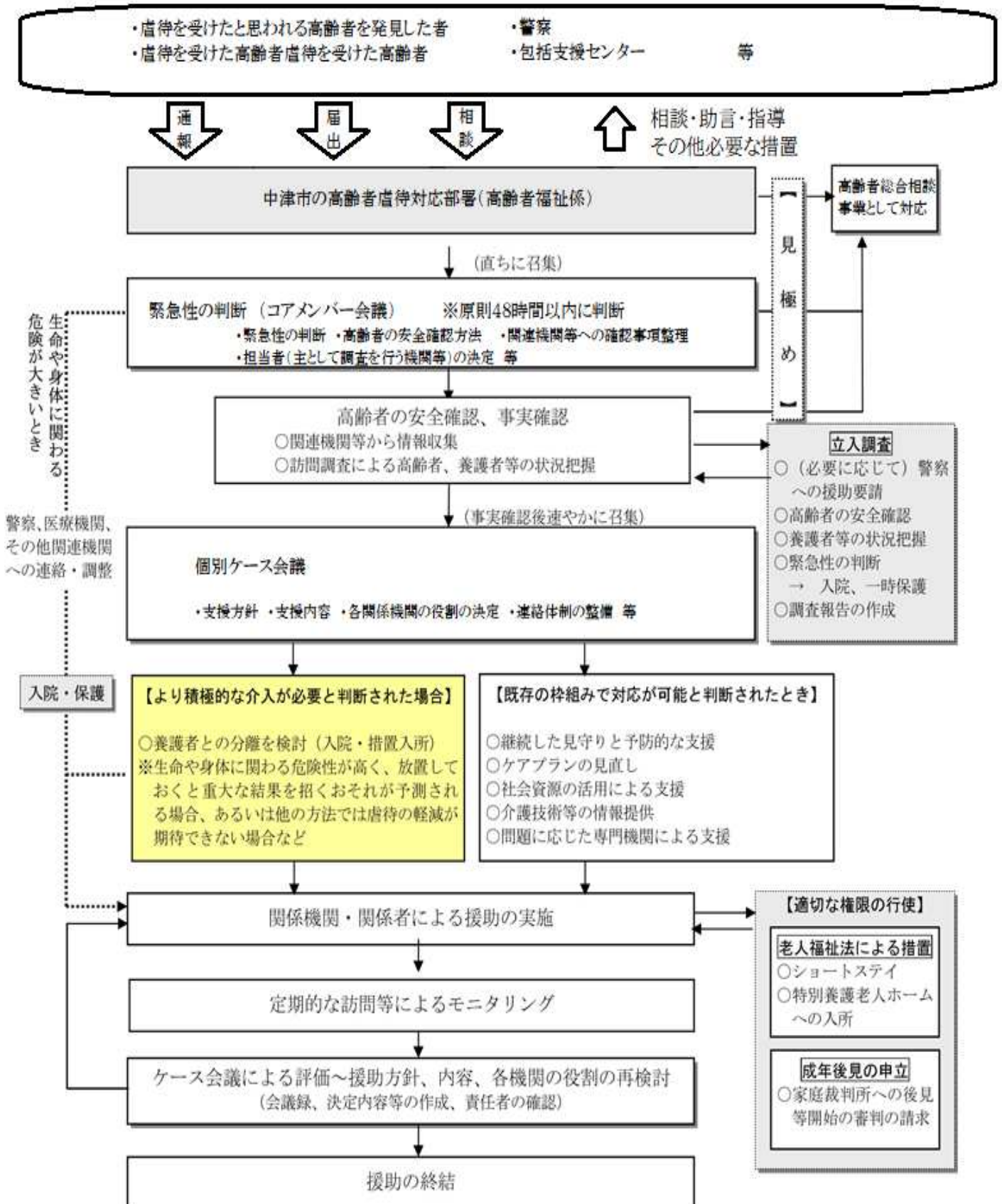


## 第4章 養護者による虐待への対応

### 1. 虐待対応の流れ

虐待対応には迅速な対応が求められます。中津市では以下のフローチャートに沿って虐待対応を行っていきます。



## 2. 虐待対応の分類

高齢者虐待の対応は緊急性の状態によって次のように分類できます。

### ①緊急対応

高齢者本人の身体状況や虐待の深刻等による早期に高齢者を保護することによる入院や「やむを得ない事由による措置」での施設入所などの、いわゆる緊急保護による家族分離が挙げられます。場合によっては警察や消防署への緊急通報が必要になることも考えられます。

### ②介入支援

緊急性はある程度あるけれども、緊急事態と言えるほどではない適切な積極的「介入」が必要な場合の支援です。この場合には市町村・地域包括支援センターや関わりが必要とされる関係機関が、新たに直接高齢者や養護者の支援に加わり、虐待の解消に努めます。

### ③見守り支援

安否確認・事実確認によって緊急性が低いと判断された場合には、現在、高齢者にすでに関わっている関係機関へのサポートを市町村・地域包括支援センターが計画的に行っていく支援です。

|       |   |                   |   |
|-------|---|-------------------|---|
| 虐待の程度 | 虐待の事実の有無にかかわらず、明らかに高齢の心身に重大な影響を及ぼしており、緊急的な対応が求められる状態。               | 緊急対応              | まだ虐待によって引き起こされたものであるか判断できない状態にあっても、現時点ですでに高齢者の心身または生命にかかわるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く対応する必要がある。 |
|       | 客観的に見て高齢者へ虐待が生じている可能性が高いと思われる状態を含め、行政及び関係機関の介入により改善が図られる可能性が高い状態。   | 介入支援              | まだ高齢者虐待と認定ができていない場合を含め、被虐待者及び養護者に対する積極的な介入を行い問題の解消を行う必要がある。                                 |
|       | 事実の確認の結果、高齢者に対する虐待が生じているとは判断されなかったものの、深刻化する可能性が高く定期的な外部からの支援を要する状態。 | 見守り支援             | 放置しておく高齢者の心身に影響を生じるまたは、生じる可能性が高い状態。当事者の自覚の有無にかかわらず定期的な見守りを行い予防的に関わる。                        |
|       | 予防的な関わりで高齢者虐待へつながることが限りなく低くなった状態を含め、高齢者虐待とは判断されず相談・助言等で解決する状態。      | 総合相談<br>・<br>対応終結 | 相談に応じ、必要に応じで助言を行い、状態の解消が確認されたのち対応終結とする。   |

### 3. 虐待対応における記録について

#### (1) 記録の重要性

高齢者虐待対応は情報公開請求や訴訟の可能性の高い業務です。虐待対応に疑問を抱いた養護者や関係者から情報開示請求をされることもあるかもしれません。対応の正当性を問う訴えを起こされることも考えられます。記録に残すことによって自分たちの対応業務の正当性を証明する証拠になります。忙しくても必ず記録を取っていきましょう。メモも公文書として認められますので、忙しければメモを貼り付けておき、あとで清書するという方法も考えられます。新しい情報が入る度に記録を残すことが重要です。

#### (2) 帳票の活用について

対応過程等の記録には日本社会福祉士会が作成した以下のような帳票があります。帳票はA票～F票まであり、虐待対応の一連の流れに即して作られています。

中津市ではそれらをもとに簡素化した帳票を使用しています。(日本社会福祉士会の帳票及び中津市が使用している帳票は資料として巻末に掲載しています。)

A 票「相談・通報・届出受付票(総合相談)」 B 票「高齢者虐待受付票」 C 票「事実確認票ーチェックシート」

D 票「アセスメント要約票」 E 票「高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)(2)～コアメンバー会議用

E 票「高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)(2) F 票「高齢者虐待対応評価会議記録票」